

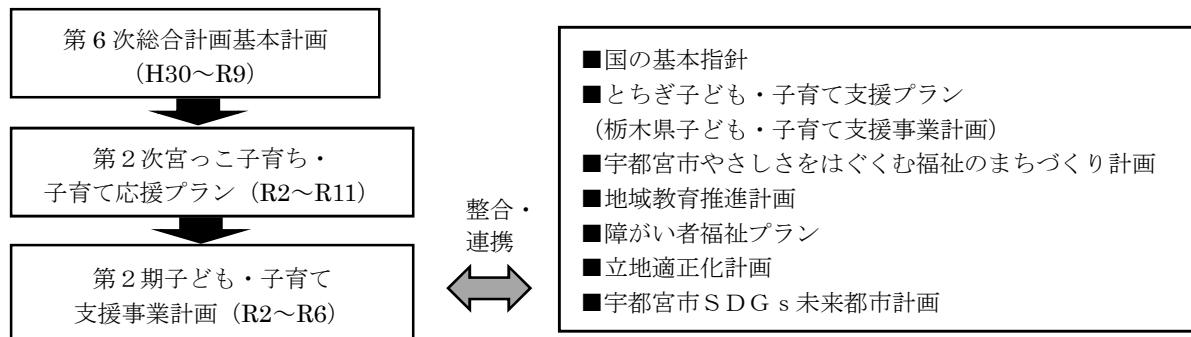
## 第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画の策定について

### 1 策定の目的

第1期計画に基づく取組の結果、年度当初においては平成29年度から3年連続、年度中間においても平成30年度から2年連続で待機児童ゼロを達成したところだが、女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化などの社会状況の変化による保育ニーズの高まりなどを踏まえ、安心して子どもを生み育てられる環境をより一層充実・強化していくことが求められているため、乳幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを適切に捉え、年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現を目指し、第2期計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

- ・子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき市町村が5年を一期として定めるもの
- ・「総合計画」、「宮っこ子育ち・子育て応援プラン」に即し、国の基本指針に基づきながら、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するための計画



### 3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年度（第1期計画：平成27年度～令和元年度）

### 4 策定経過

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 平成31年 4月～ | 府内策定委員会（計5回実施）              |
| 令和 元年 7月  | 子ども・子育て会議（現状と課題、第1期計画評価）    |
| 10月       | 子ども・子育て会議（量の見込み、供給体制の確保）    |
| 11月       | 関係部長会議（量の見込み、供給体制の確保等）      |
| 12月       | 関係部長会議、政策会議、子ども・子育て会議（計画素案） |
| 令和 2年 1月  | パブリックコメントの実施                |
| 2月        | 子ども・子育て会議（計画案）              |

## 5 計画の内容・特徴

### (1) 内容

「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」概要版（案）・・・別紙1

### (2) 特徴

#### ア 「年間を通した待機児童ゼロ」の継続的な実現を目指した確保体制の実施

第1期計画に基づく供給体制の確保策や「利用定員の弾力化」の活用により、年度当初においては平成29年度から3年連続、年度中間においても平成30年度から2年連続で待機児童ゼロを達成しており、第2期計画においては、女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化などの社会状況の変化を十分に見極めた上で、それに対応する施設整備や、保育補助者の配置・保育所等のICT化の推進など、働きやすい環境整備による保育士確保策などの対応策を盛り込み、年間を通した待機児童ゼロの継続的な実現を目指す計画とした。

#### イ 局所的な保育ニーズや新たなニーズへの対応

駅周辺等における局所的な保育ニーズや、LRTの整備等に伴う、自動車を利用しない世帯の保育ニーズ、休日保育や一時預かりなどの特別保育のニーズの高まりなど、新たなニーズが見込まれていることから、量への対応に加えて、利用者の利便性や利用実態を踏まえた区域設定の見直しや、特別保育の実施施設の充実など、多様なニーズへの対応策を盛り込んだ。

#### ウ 既存施設の活用を基本とした供給体制の整備

少子化が進む一方で、働き方改革に伴う女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの増加により、計画期間中の保育ニーズがほぼ横ばいで推移していくことが見込まれるなか、将来的な需要の減少を見据え、供給体制の確保にあたっては、新たな誘導策を活用した幼稚園の認定こども園への積極的な移行促進や既存保育所の増改築・分園整備、「利用定員の弾力化」の活用など、既存施設を最大限活用する計画とした。



## (第1部) 第1章 計画の概要

## 1 策定の趣旨

・第1期計画に基づく取組の結果、年度当初においては平成29年度から3年連続、年度中間においても平成30年度から2年連続で待機児童ゼロを達成したところだが、女性就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化などの社会状況の変化による保育ニーズの高まりなどを踏まえ、安心して子どもを生み育てられる環境をより一層充実・強化していくことが求められているため、乳幼児期の学校教育や保育、子育て支援などに関するニーズを適切に捉え、**年間を通じた待機児童ゼロの継続的な実現**を目指し、第2期計画を策定する。

## 2 計画の位置付け

・子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画

## 3 計画の期間

・令和2年度～令和6年度（5年間）

## 4 計画の策定体制

・ニーズ調査の実施、子ども・子育て会議における意見聴取、パブリックコメントの実施

## (第1部) 第2章 これまでの施策の実施状況及び社会状況の変化等を踏まえた課題と対応方針

## 事業の実施状況と評価

## ①1号認定子ども（3歳～5歳の教育希望）

- ・少子化や保育ニーズの高まりにより実際の利用が見込みを下回ったことから、既存施設により対応可能（達成度90%以上）
- ・利用は減少傾向

## ②2号・3号認定子ども（0歳～5歳の保育希望）

- ・女性就業率の上昇などから実際の利用が見込みを上回ったが、計画した施設整備とともに「利用定員の弾力化」を活用し、概ね需要に対応（達成度90%以上）
- 年度当初においては3年連続、年度中間においても2年連続で**待機児童ゼロ**を達成するものの、年度後半は**保育士の確保が難しいこと**などから、待機児童が発生
- ・一部の公立保育所における入所率の低下
- ・企業主導型保育事業を始めとした認可外保育施設の件数は増加
- ・利用は増加傾向
- ・幼稚園の認定こども園移行は10園強に留まる
- ・通園範囲が広範になり、区域内保育利用率（身近な保育施設を利用している人の割合）は低下

## ③各種子ども・子育て支援サービス（保育所等の入所以外のもの）

- ・実際の利用が見込みを上回った事業もあったが、既存施設の活用や一定の施設整備により、適切に対応（達成度90%以上）

## 国 の 動 向

## ①企業主導型保育事業（H28～）

- ・内閣府の支援を受けながら、市町村が関与せずに保育施設を整備する制度の創設

## ②「子育て安心プラン」の実施（H29～R2）

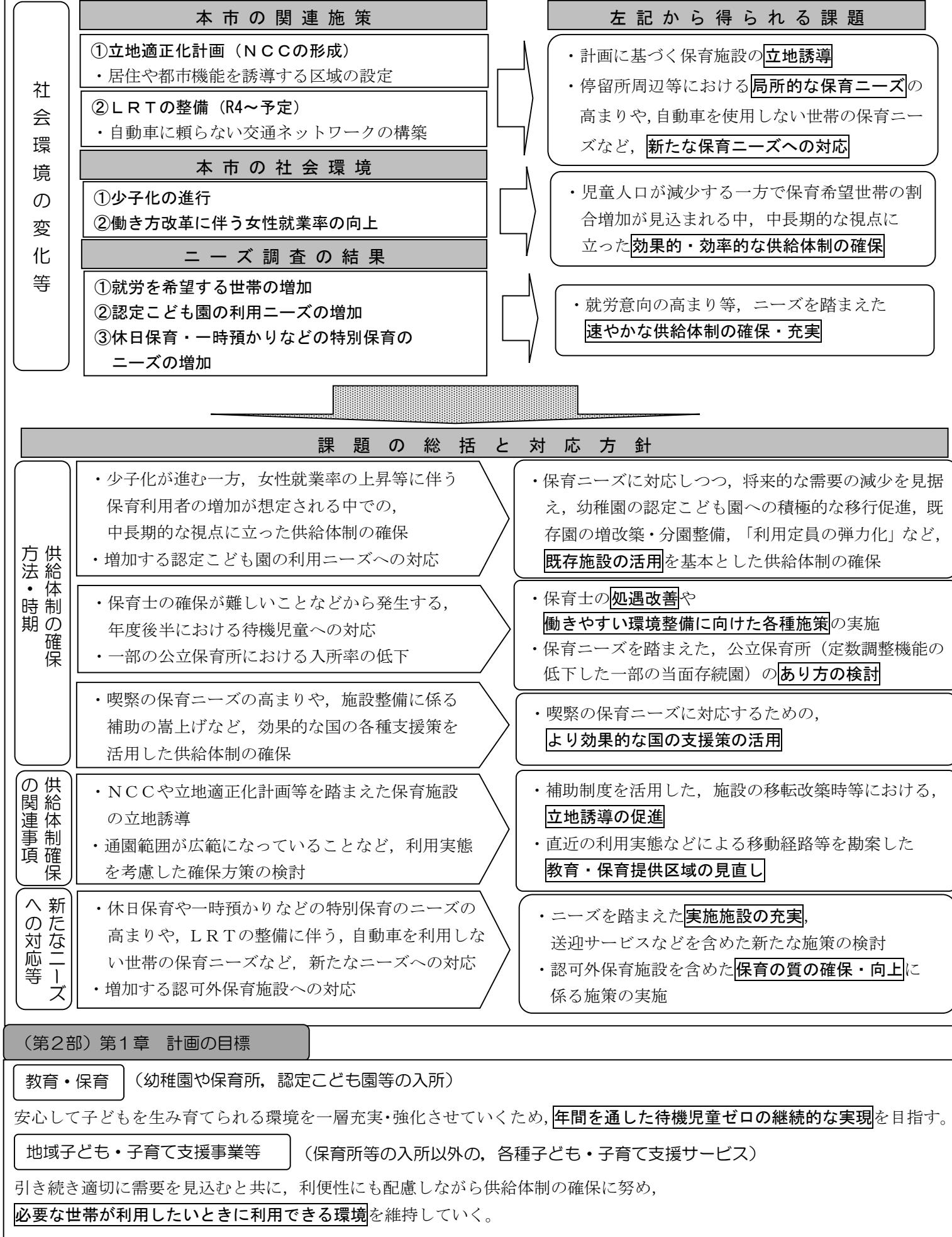
- ・受け皿確保に積極的な自治体への支援策の実施

## ③「幼児教育・保育の無償化」の実施（R1.10～）

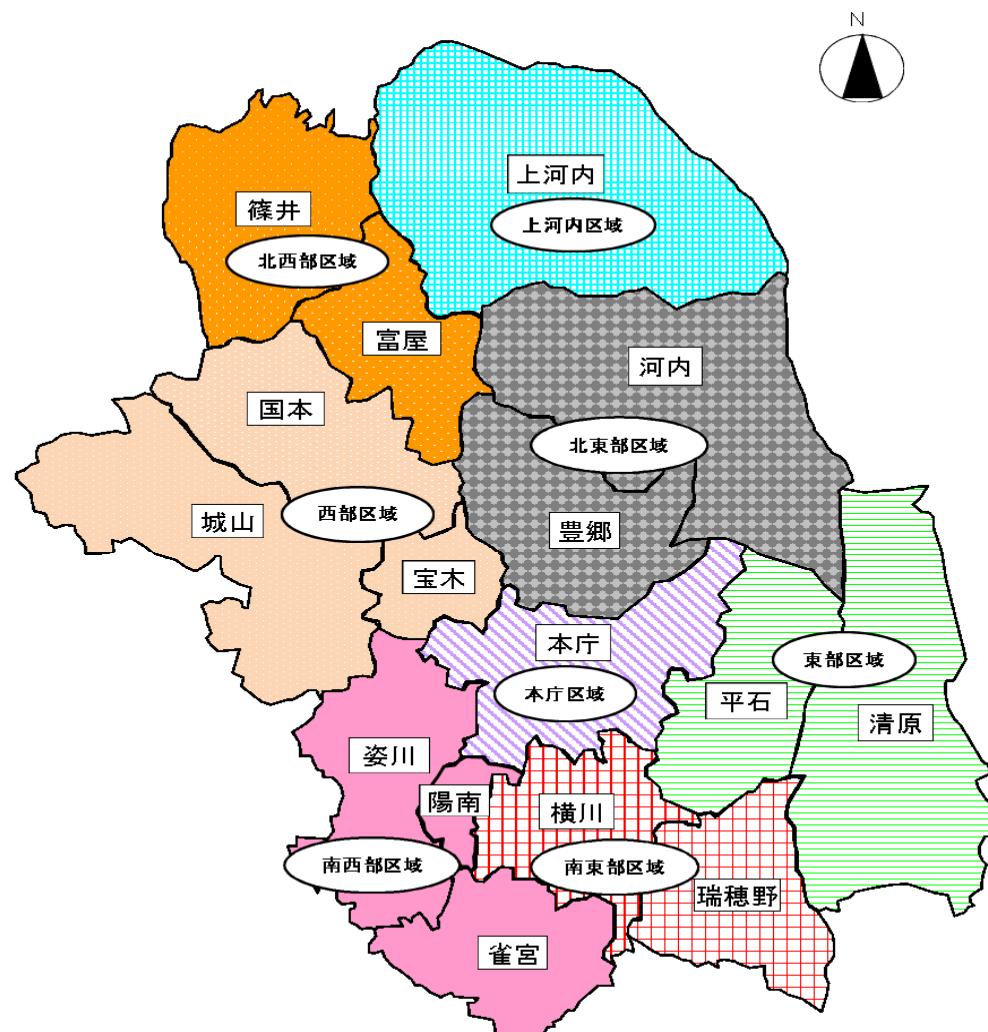
- ・認可外保育施設を含む、3～5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料や、幼稚園の預かり保育の利用料の一部が無償化

各事業実施期間（平成27年度～令和元年度）における評価と課題

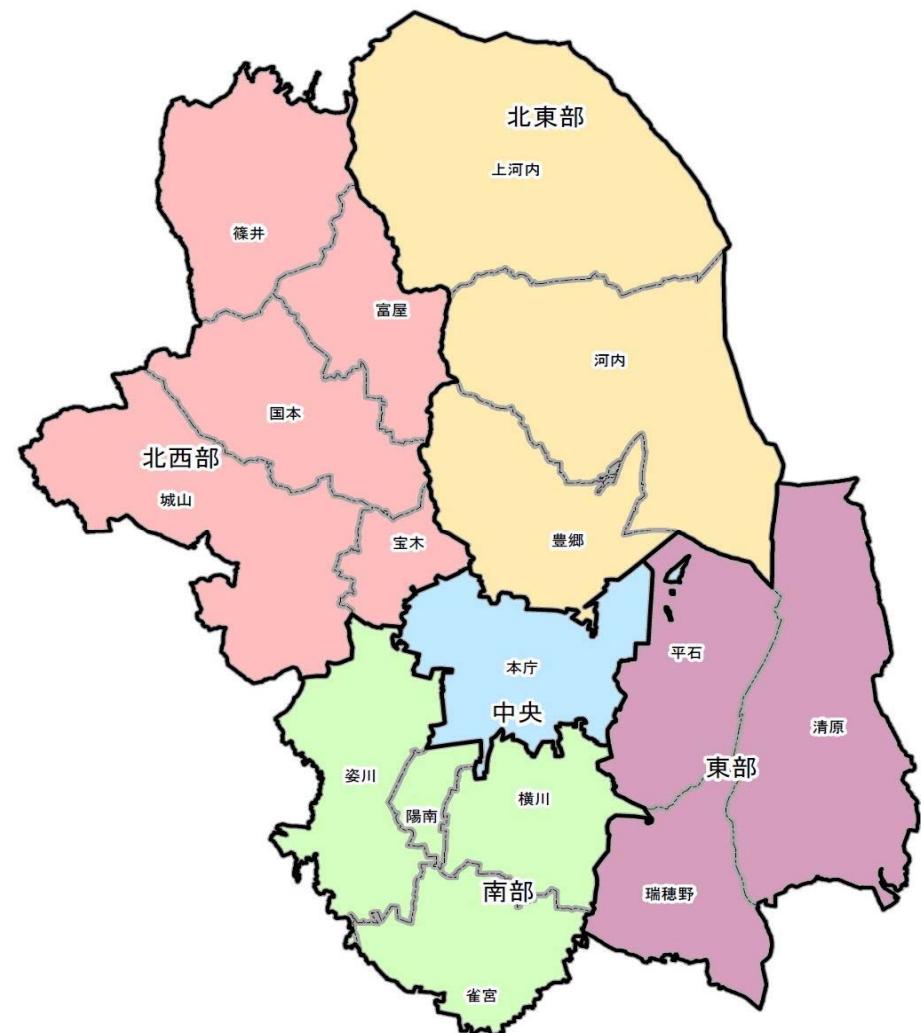
社会環境の変化等







【教育・保育提供区域（現）】



【教育・保育提供区域（新）】